

至急

親展

軍極秘

大連第一部長(又本部長)

大連第一部長

樺太第一九番電

五日 一〇〇

系白紙(三日〇九〇。河内時間)

一現地交渉紛糾、原因、関、大ノ判断又

(1) 陸軍ノ性高

陸軍ハ南支方面軍ノ空軍ヲ直接反映シテ

交渉ノ妥結ヲ為シ、東亞於テ兩者間ニ了解

成立セル事項、日、ヤ、ル、交換公文ノ調印ヲ決

ルハ明瞭ナル交渉ノ策ナリトシテ遺憾ス

(2) 佛印側ノ交渉策

總督側ハ我方ノ軍事上ノ具体的要求ヲ先

入初メ承認セル事項、ミテ詳細研究ノ上

海軍

(國見島情)

ナラデハ調子スル能ハカ
 然レモ期限時ニ調子スルカ如キハ最後用牒
 ナリトテ之西憤慨ス
 (ハ)即チ親方ノ軍事上ノ但体的要求ヲフアンリ
 大使限リテ總答ストモアルニ作カヤト認ム
 ル
 從テ此ノ條約カレニ導クアリトテ一應兩者ノ
 具體的主張ヲ検討スルノ余然ヲ存スル
 必要ト認メ今朝東西者間ノ交渉續行中ナリ
 又若シ兩者ノ具體的主張ニ於テ東京會議ノ基
 礎ニ離ルカ如キ懸隔アリ場合ハ所記ノ感情
 問題市内ニ於テ先軍隊ノ示威態ヲ新聞ノ
 宣傳振舞モアリ 本日中ニ最惡ノ事態

(西見島信)

海軍

1690

224

(眞兒島抄)

1691

725

兩次長兩次官
表目録長

西原機園長

第三十八号

三月二〇日 陸軍

一本音多佛中側ハ急疎我提案アリ骨子ト
多代案ヲ提出セリ
其内容ハ飛行場ノ問題ヲ除キ一其大
綱ニ於テ概テ我提案ニ依リテアリ
三月四日九〇。可。更ニ討議スル予定
三

海軍

(國兒島納)

1692

726

(國見島嶼)

至急次長次官 (CSF 205 參謀長)

大佛印委員長

親展

軍極秘

機密第二二番電

三日二二時

三日午時佛印側ハ塚ハ協定案ヲ提示シ来レリ
大綱ニ於テ我方ノ要求ト大ニ懸隔有リテ更
ニ四日〇九時ヨリ協議ヲ進ム事
意見相違ノ主尤モ佛印側ガ作戦行動區域ヲ
ルーン河以北ニ限ラセルト飛行場ヲコソ
ヲシンコソカイシノ三箇中ニ指定シ来ル矣ナリ

海軍

1693

227

親展

20 參謀長 (39 引合)

大海軍印委員長

軍極秘

機密第一二三番電

柴田參謀 三日二二二

一、現地交渉状況ハ要次電報ノ用漸次有望

トナリアル付ハ官及深ク三聯協參謀ハ成得

トハ飛行場ヲ視察細項希望事項ニ付折

衝ノ上五日又ハ六日帰艦ノ予定

二、陸軍が交渉ヲ為スルハ南支軍ノ態度ヲ反映

セリト、既ニ中央多ク了解成立シ而モ從事電要

々交渉セシ事項ノ調印ヲ法リ居ルハ明ナル

在策ナリト憤慨シ、我力行使ヲ以テ威嚇スル

作事レハ解決見ハ少シトノ論者多クニ依ル

(直見島納)

海軍

二十九日参謀次長電ニ

平田中ニ取極終了スル

度大本營希望ナリトアリ陸軍中央モ甚高たん

三、佛中總督トシテハ本國及佛中各州ニ對スル面及

責任上ニ應ジ折衝ヲ經テシハ承明困難ニ立場

ニアルベク又第三國介入ノ爲ニ應ジテ全圖ニ

モノナルベシ鬼ニ自佛人ノ集上ニ在リ日本軍

ヲ入ルハ現地佛人トシテ難クヤンベシ

四、中官ヨリハ海陸軍各員其ノ他ニ對シテ未だ現地

交渉ニ関スルハ公電ナクハ勿論出力行使ノ準備

ナシタル交差ハ九種島ヲ要シテ我カ行使下

ナ知平事應ハ絶対ニ避クルヲ可トス貴人

部ノ意見ヲ明瞭ニ置ケリ

(鹿兒島納)

海軍

1695

72P

親至
展急
軍極秘

大海佛印委員長
20日 參謀長

大海參一部長

大海機密第三八番電

四日。九。者

官 五條少將

外 兩次區

河内電第三八号第三子ニ関シ南方ニ於

テモ取敢テ外務省ヲシテ左ノ如ク処置ヲト

ラセヨリ

一、アンリイ大使ヲ招致シテ現地軍ノ決意ヲ

之ニ伴フ不慮ノ事態ヲ發生スルコトアル旨

ヲ速ニ本國政府ニ傳ヘシム

海軍

(鹿兒島納)

1696

720

ニ澤田ニ對シテ連ニ交渉成立方本國政
存ニ中入ヲ行ハシム
三ノットーハトク大使ヲ招致シテ現地交
渉ノ概要ヲ傳フ
尚兵方ノ進駐ニ際シテハ大々々依ルハキ
モナルニ付
為合
三乙

(鹿兒島抄)

兩次長次官

西條委員長

第三三〇号

四月〇九号 陸軍

日清軍事ニ関スル協定ハ諸般ノ情勢上
成立後直ニ東京ニテ又發表スルヲ可トス
意見本日中ニ成立ニ得ル見込
富永少将現北海軍側モ同意ナリ
勿論協定ノ詳細ナル内容ハ秘スベキモノトス

(3)

(海軍局稿)

海

軍

1698

232

至親
急展
軍極秘

大海參一部長(以參謀長)

機密第一回香電

大海軍中委員長

四日二一五

森自英(四日〇九〇〇)

昨日且休的主張、檢討
三宮系緩和のシツアリ本四日中ハ機不我
主張ヲ貫徹シカ官六日清也森樺沢
大佐一同前帰京ノ予定

3

(森見島機)

海軍

1699

233

至急

初展

軍極秘

海軍第一三番隊

同日一二三〇

現地協定ハ多少不満ノ点アリトスルモ本月中

ニ一應取纏ムル予定

ハ官交替ハ五日附合令ニ上取計ビテ

得ルハ好都合ナリ

出来得ルハ五日河内第三縣官連絡機ヲ

海口經由駐在致ス

大務参一部長

人事局長

CSF 〇〇〇 参謀長

大務部中委委員長

兩次長波
波ST 24
松本參謀長

糸西參謀長

第三五五号

四日 一三三〇 陸軍

本日午前小宮ハ富永少將ト共ニ軍司令官
ト會見シ軍事協定ニ関シ協議シ大体意見ノ
一致ヲ見本日午後少ヲ整理シ本日中午
署名ヲ完了スル見込アリ
二前項ノ外引續キ細目協定ニ入リ成ルハ
速ニ取扱フアルル算ナリ

つゝ

海軍

(通見馬場)

1701

委員長

参謀次長

(鹿兒島稿)

参電第八〇号

四日

時三十分

河内電第三ノ中第三一ノ間ノ南ノ方ニ於テハ
取敢ヘズ外務省ヨリシテ左ノ必道ヲ執ラシメヨリ
ニコアリシ招致シテ現地ノ事ノ決意ヲ之ニ圖
シ不慮ノ事無キ生スル虞アリ上ヨリ本國
政府ニ傳ヘシム
ニ澤田ニ割電シテ連ニ交渉成立方佛政府
ニ申入ヲ行ハシム尙現地交渉成立ニ先立テ
東ニ交渉ヲ基礎トシテ佛中ニ往駐ス
ル如ク大ニ仰ル事ニ關シ關係方面
ト接洽ヤリ

河内電光 河内 么東ノ号ヲ送

軍

至親
急展

大海參事部長(20參事長)

大海佛印委員長

軍極秘

機密第一九番電

四日二〇〇〇

自任(四日一七〇〇)

仏印側ハ河内及其ノ附近ヲ戰場化スルト極
力シテ意圖同シテ同地域ノ日本軍駐在可
内國際飛行場ノ基地トシテ利用ヲ拒否ス
ニアリ此ノ際本問題ニ関シ我主張ヲ能ク
貫徹セントセハ急遽ナル要結困難ニシテ勢
ノ事態又發生ノ虞モアリ此ノ際大局的見地
ヨリフビエンレフトレヲオカイノ三飛行場
満足ニ以テ警備維持ヲ圖ルコト致ス

海軍

(加免為約)

1703

737

海

軍

高珠場佛中駐三関スル中央協定ハ第
報面ニ関スル項ヲ削除シ第二項中一佛中
總督トノ交渉シ佛中總督及佛中
令官トノ交渉スル以外特修白ノ要ヲ
認メス

(通見島情)

1704

728

至急
展念

大海参一部長
20下参謀長

（根司令官
30司令官
20参謀長
軍務局長
海軍局長
海軍少将
海軍中將
海軍大佐
海軍少佐
海軍中尉
海軍少尉
海軍中士
海軍少士
海軍兵

大海佛印委員長

軍極秘
機密第一三番電

四日 二〇〇〇

現地協定中一論議ノ一主要点ハ飛行場ニ関シ
佛印側ハ河内飛行場ヲ使用ハ強硬ニ反対アリ
（東京州内ニ於テハ即刻中政ノ使用ニ適スルハ河
内國際飛行場ノミナル由）フットウハビンエン
カシ三個印ヲ提議シ中一フビンエンハ（現在
清奎路七五〇）地勢拡張ニ適スル好飛行場
ノ由ナリ
今日止ノ交渉経緯ニ鑑ミ之以上押問答ナリ

海軍

（海見島納）

1705

線路之更ニフビツシイ政府ニ請削等ノ口實ヲ
世フルヲモ此ノ際一應協定ヲ行ヒ實地調査
ノ結果使用不可能ノ際ハ第二般ノ交渉ニ於テ
更ニ河内國際飛行場又ハ他ノ商地物色ヲ
要求スルヲトセリ
尚フランケンハ降雨ノ夜ニ浸水シ使用固
難ノ由ナリ

(加兒島納)

緊急

次長 次官 (CSF 参謀長)
30/9 司令官
新参委員長

大海軍印委委員長

親展

機密第三三四番電

四日 二五〇〇

軍極秘

二。〇。現地協定署名を結べり

本件 条約ハ絶対禁止セラレ度

佛側ハ支那側ノ報復ヲ極度ニ抑止せしむ

実施止秘密ヲ厳守サレ度旨懇請セリ

萬 日本側ヨリ弁表アリ元場公ハ本協定ヲ

無効トストノ前文アリ

3

(添見品)

海軍

1707

741

軍極

親展

大海参一司令(20)参謀長

大海佛印委員長

機密第三四番電

四月二五号

自兵(四月二五)

前電に於て中央協定第五項削除ノ件

且つ申せん此ノ旨分佛印信駐ニ伴フ報道

ハ之ヲ禁スニ改ムルヲ取計ハス

己

(画見)

海

軍

1708

74

兩總長、兩大臣、

二連支長官、夜集團長、

條、西原委員長

第三四二号

五月〇九〇〇、陸

日佛印軍事協定成立ノ為ノ基礎事項ノ概
要左ノ如シ

一 上陸者ト作戰地帯トノ間ニ於ケル間隔ノ

自由ヲ許ス如何ナル場合ニ於テモ前記地

点ト作戰地帯トノ間ニ於テ部隊ハ永駐

セザルモノトス(註本取極ニヨリ、設營隊ト

モモ總テハイホニヲ經由スルモノトス)

二 基礎原則

一 日本軍ノ行動ハフルーシニ河北側ノ地域
 二 限定ス 日本軍ハ佛軍最高指揮
 官ノ特別許可アル場合ノ外ハ
 准入スルヲ得ズ
 二 日本軍ノ東京地方ニ同時ニ存在スル兵
 力ハ二萬五千ヲ超スルヲナシ
 三 一 作戦基地ハ左ノ線より北及北東ニ限ル
 地域内ニ於テ限定スルモトス
 イエンハイーライエンカンシータイグイエン
 一 ケソ (線上ノ部落ヲ含ム)
 二 上陸地点ハ海防ノミトシ作戦基地タルヲ
 得ズ
 四 利用シ得ズ 鉄道 ハコハイオンーシヤラム
 海 軍

(原見為信)

1710

741

一、ジプスミーヲオカイル線トシ道路ハコハイセン
 ーカアラムー「チアラムー」エンハイートス
 五、使用シ得ル飛行場在ノ如シ
 フオカイル「フット」フット、エン
 六、日本陸軍部員ノ輸送ハ軍兵ニ見
 るイトシ「シ」護衛スル軍艦ハ「ト」ン
 「ア」ホ「ン」ヲ連スル線ヨリ六哩以内ニ接
 近シ得サルベシ
 海防ニハ水雷艇級（註現在砲台車ノ
 フ子ノ日ハ水雷艇ト見做シアリ）以下ノ
 軍艦一隻ヲ常時砲台セシムルヲ得
 七、無線電信ハ野戰用無線ノ外強力
 国立無線ノ設置ヲ禁ス

（前見参照）

海軍

船舶用無線ハ此ノ限リニアラス

ハ本取極ニ於テ決定ヲ見サリテ其ノ他事項

(註) 惟駐日時ト軍隊配置ノ細部ヲ謂フ

ノ協定成立止ハ陸海空ヨリ入スルヲ得

ス又本取極ノ系表ヲ嚴禁ス

九、尚威嚇的行爲ノ禁絶ニ関シ總々記述

スアリ(註) 蓋シ最後用標ニコリコリセルニ

一〇、以上ノ外ハ松岡フアンリール交換公文ト

略同様ナリ

但本條駐ノ目的並ニ期間を問フテハ何

等記載シアラス

32

兩總長兩大臣
所長官、波軍國長

西原委員長

第五五五

五日

一二三〇

陸

河内電第三四二号ニ関スル件 昨四日夜朝
後再交渉ノ後我々有利ナル如ク在記ニ事ヲ
附加修訂セシメタリ

一、コシヤラムーランソン間ノ鉄道及道路ノ使用

(註從テ設想スルモ陸路司ノ權入スルコトヲ得)

二、必要ノ場合ハ佛軍司令官ノ許可ヲ得テ

コシヤラムーランソン間ニシテカオバン道

ヲエンカンヒトヲハシヤン道ヲ使用スルコトヲ得

海軍

(龍見島納)

1713

742

海

軍

三、海底電線ノ設置ニ関シテハ本協定トあり
（註）此ノ問題ヲ同時ニ協議セハ時日ヲ
要ス蓋シ海底電線設置ハ永久約章
義ヲ有スルヲ以テナリ

（鹿児島港）

3

1714

348

親展

一五九四、四一七五八

東通受(七六九)

軍令

發信者 大海佛印派遣委員長

着信者 二遣支艦隊參謀長

受報者 參一郎長、三聯空司令官

軍機暗號

機密第一二五番電

四一三〇〇

發柴田參謀、四日一〇〇、
現地交渉急速ニ纏ル機運濃厚トナレニ付
航空兵力進駐ニ関シ準備ヲ進メ置タル要アリト
認め而シテ目下十四空ハ貴陽及ホクバンニ
方面攻撃ニ油ノリオル狀況ニツキ差當リ最初
ノ進駐兵力ハ艦戦九機(要スルハ短期間艦爆
若干ヲ加フ)トサレ度希望ナリ。

ICEB

海軍

第拾信課

1715

74P

海軍

調印ニハ不_レ滿_ルモ
本日_ハ降_ニ正_スニ
固_ニ報_スナリ
徑_ニ來_ニ行_ニ縣_ニ上_ニ報_ス印_ス

第電
十信
線課

1717

75/

緊急
親展

軍極秘暗號

一五九五

①

看 大海軍一部長
支那方面艦隊中隊長

〇二五

②

車通受

③

二重支隊隊長

軍令

第十信課課

機密第一去四番艦

四一〇〇

本日 現 集團中隊長より作戦準備為
近、龍、林、西、部、隊、(重、爆、戦、隊、)ヲ
第七航空基地ニ派遣セラルル事定、十日
龍、下、了、承、シ、呈、ケリ
念、為、ス

コB

海軍

1718

752

緊急親展

① 大海上第一部長
 ② 大海上第二部長
 ③ 大海上第三部長
 ④ 大海上第四部長
 ⑤ 大海上第五部長
 ⑥ 大海上第六部長
 ⑦ 大海上第七部長
 ⑧ 大海上第八部長
 ⑨ 大海上第九部長
 ⑩ 大海上第十部長

軍極秘暗號

機密第一二三四五

共自所

(四日)

二三日

二三日

二三日

二一日

(河内時局)

現地指定署名を結し

本件発表の絶對に枯上せし度

御所側より又水側

ノ製造極度進駐ノ實施迄秘密ヲ嚴守セシ度

肯懇請セリ

萬一日本側要領ノ発表アリル場合ハ左様定ヲ無効

トスルノ前文アリ

共三

海軍

第電十信課課

1719

250

緊急 親展

一五九四

日五〇

東通電

八四八

軍令

（要）

大海防印紙

遺毒員長

（首）

大海防一部長

（要）

二遺毒部員長

機密第一二番電

四一三二〇

軍機秘暗號

（要）

（四日二一三〇）

所収時

前電ニ付

週日

決意セル

第五項

削除件

見合セル

（當分佛領

印度支那

進駐

件ノ報道

ニ付（禁案ス）

二改ム

コト

ニ取計ハ

レ度

三共

海軍

第十信課

1720

254

親王
展覧

九、五、

①四三〇

（通）

（八五七）

軍令

（要）

大海佛印流是委々下

（要）

二遣又々謀長
大海家一高長

三聯空司令官

軍極秘暗號

機密第一八番電

其二

（二）

ハ、イ、國降飛行場及トニノ使用ヲ付シテハ

弗領印度支那側、峻拒シアリテ之ヲ更ニ押ス

六、在國請訓ト志

（三）事前、飛行場視察ノ實現困難ナル状況ナル由

ニ付取敢ヘテ西島機関ニ對シ中攻使用

能ノ場合ハ更ニ折衝ヲ行ハベキ旨リ約ヲナシ

左日、調印ニ賛成フルコトセリ

海軍

第十信線

1721

海軍

(終)

至急
親展
多岐其地負ヲ現達
謝達ノ上松張工事ヲ施行通時ヨリ(可成偉
行船ニ)小型機ヘ前電ノ趣(進展)進
トヤルベシ
尚別ヨリ十官先ヅビニイエン及フツトウ
親率ノ上詳細報告ス

第十信
願課

1722

至急
親展

一五九、五、〇、六、二五 東通受（八七六） 軍人

① 着 大海参一部长

② 大海参遺 派遺委員長

機密

機密第一二九番電、共二

此際大局的見地ヨリフィンエン、フトレヲオカイルノ三飛行
場ヲ満足シ、此上無血進駐ヲ圖ルコトに致度
尚佛印領印度支那進駐ニ関スル事項ヲ前除キ
第二項中「佛印總督ト交渉」ヲ
「佛印總督及佛印領トノ交渉」トスル以外
特ニ修正ノ要ヲ認ムバ。

電信課注
本電其ノ一既配付

三共暗

海軍

第十信線

1723

75

親王
急電

一五九五〇七五五 東通受 (八九八) 軍令

● 大海參 第二遣艦隊參謀長

● 大海佛印派遣委員長

● 支那方面艦隊參謀長・第三聯合航空隊、廣東方面特別根據地隊各司令官

機密

機密第一二二番電其ノ一 四日 二〇〇〇

現地協定中論議ノ一主要點タル飛行場ニ關シ

佛印側ハ河内飛行場ノ使用ハ強硬ニ反對シアリ(東京州内ニ於テハ即

刻中攻ノ使用ニ適スルハ河内國際飛行場ノミナル由)「フットウ」

「ビンエン」「ラオカイ」三個所ヲ提案シ内「ビンエン」ハ(現在滑

走路七五〇)地勢擴張ニモ適スル好飛行場ノ由ナリ。

「軍官果生」本電其ノ二既配付

至英暗〇

海軍

第電
十信
隊課

1724

758

親王
屋

一五九、六、〇五一四東通受(一一三〇)

軍令

着大海参一部長

二遣支参謀長

三聯定司令官

機密

機密第一二六番電 其二

目下今明()ニ妥結ノ希望ヲ以テ日次()折衝中付通時()

付升ヲ要()求スル腹案ナリ 以上ノ狀況ニ付柴田参謀ト

協議ノ結果最初ノ進駐(十日以降トナランニハ)フウトウレヲ

海陸共用ノコトトシ海軍ハ軍機()雷州半島進駐ノ事案

策()為差當リ短期間()航戰九機及所要輸送機

程度進駐ノコトトシ整備員約五〇名自動車一〇臺以

トレ折衝ヲ進メツアルニ付諒承アリ度 尚陸軍ハ輕爆

三英

海軍

地

1725

25/2

撃機戦中各一中
二〇臺ノ予定ナリ

北山 職員一五〇名自勤率

第電
十信
課課

海
軍

1726

764

軍極秘

電報訂正紙

①

③

第十信課

一五、九、六

①

整理番號(一一二三) 軍令

一、關係電報

受信年月日 一五、九、六、〇三三三

受信者 大海佛印派遣委員長

着信者 大海參一部長

受報者 2F參謀長、三聯室司令官

機密第一二七番電 (一一二三)

一、訂正事項 文中「速ニ」スルコト「ト」アルヲ協定

調印ニ訂正ス

一、訂正理由 訂正電ニ依ル

一、訂正要者 電信課

海軍

1727

761

至急
親展

一五、九、六、〇五五。東通受(一一三三) 軍令

着 参一部長、二道支参謀長
報 三聯空司令官

軍機秘暗號

機密第一二六番電 其一 五十一二一〇〇

本五日柴田参謀飛行場視察ノ結果、フツトツハ長サ常
風(ツネノカセ)方向ニ七〇〇米幅一七五米ノ芝地目下長
サ九〇〇米ニ延長中幅ノ拡大ハ不能ナルニ長サハ一〇〇
〇米ニ拡張可能ニテ約六〇〇名收容可能ノ宿
舎アリテ小形土機ニ〇乃至三〇機ノ行動基地ニ適シ
張後(工事量クローリー)一〇〇〇名ニテ約十日ニハ
中攻ノ発着可能ナリ組幅狭キヲ以テ中攻行動基

三英B

海軍

1728

762

地六因難ナリ「ピン」イエン「ハ」長サ四〇〇米以下
幅八〇米両側沼地ニテ拡張全ク可能北側
ハ山嶽近ク全然問題トナラズ佛印側ノ不誠
意ヲ「ト」明瞭ナリ

電信課註「機密第一二三番電 其二ハ既配布」

②

済

人

心

金

人

①

一五九六〇六二〇分電受（一二三四）軍令

發信者 西原少將（HARADA）

着信者 總長

機密

河内電第三五一號電

贈ミテ御懇電ヲ附シ奉ル
尙速ニ最後の取極メ完了ヲ期ス。

海軍

1730

769

親展
至急

機密

一五九六一八二九 東通受 (一三五五) 軍令

着信者、大海參一部長
受報者、二遣支參謀長

機密第一三三番電

六一一三〇〇

發 白濱 (六日一一〇〇河内時間)

通駐開始時機等ノ協定締結ハ本日一杯要スル見込ニ付小官當地發シ
明七日ニ懸期ス陸軍機越境事件ノ影響ハ目下ノ所大ナラズト認ム。

三省共啓

海軍

②

甲

済

出

出

出

①別

1731

765

一五九一〇二三四八 東通受

● 大海佛印派遣委員長

(三三〇八) 時二二A
(三三一五)

● 大海参三部長

● 軍務局長。二遺支艦隊參謀長

機密

機密第一四七番電 其ノ二

一〇一三〇〇〇

一、アメリカノ佛印ニ對スル投資ハ「木タンダ」及「ソコニイ」會社ノ

モノノミニシテシカモタンクヲ築造スルコトナク「ドラム」輸入ルテ輸

入シアル爲大ナル額ニ達シアリス

ニアメリカトノ貿易額ハ年年四、五千萬圓ニシテ主ナル輸出品目ノゴム「

タンダステン」桐油中「タンダステン」及桐油ハ雲南(昆明)産ノモノ

ヲ仲介スルモノニシテ國境出領セラレタル今日大ナル期待ヲナシアリス

三共B

1732

766

ルガ如シ

我蘭印派遣使節實現ヲ見ルヤ急遽要人ヲ派遣セルニモ拘ラス佛印印度
邦ニハ最近目星キ人ヲ派遣セル形跡ナク從來ヨリノ米國領事ニ一任シ
リ以上諸點ヨリモテ米國ノ佛印ニ對スル關心度ハ蘭印ニ對スルヨリモ
著シク少ク當地在留米人記者ノ語ル處ヲ綜合スルニ全ク參部本部ノ情報
（米國ハ現今大統領ノ改選期ニ當リ且實力行使ニヨル干涉ハ南米各國ニ
嫌惡ノ念ヲ抱シメ目下商議中ノ「ボ」米集團保障條約成立ニ影響ヲ及ボ
スベキヲ以ツテ本問題ニモ不介入ノ方針ヲ希望徹底的ニ合致シテリ
右御參考迄。

1733